



宇摩自動車教習所

## 一般教育給付金制度

### 一般教育給付金制度とは

労働者や離職者が、自らの費用を負担して厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座を受講し修了した場合、本人が一般教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。

#### 給付額

受講者本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額を限度に公共職業安定所より支給されます。(一定の条件を満たした場合、給付制度対象コース終了後)  
※10万円を上限とします。4000円を超えない場合は支給されません。

#### 給付を受けることができる方

雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方。教育給付金にかかる受給資格の有無は、公共職業安定所(ハローワーク)に照会することができます。  
※不明・不安な点がある場合は、お気軽にお尋ねください。

### 一般教育給付金制度の流れ

#### 受給資格の確認

ハローワークに「教育訓練給付金支給要件照会票」を提出して「回答書」を交付してもらいます。  
※用紙はハローワーク、宇摩自動車教習所にあります。  
※「回答書」により受給資格の条件を満たしているかがわかります。

#### 宇摩自動車教習所での手続き

交付してもらった「回答書」を持参して入校申し込みをします。  
※受講料のお支払い後、「領収書」を発行  
※教育訓練の修了後、「教育訓練修了証明書」を発行

#### 給付金の支給申請

訓練終了後、以下の書類をハローワークに提出します。

「教育訓練給付金支給申請書」「教育訓練修了証明書」「領収書」「雇用保険被保険者証」「本人・住所確認書類」

【要注意】受講終了日の翌日から1ヶ月以内に支給申請手続きを行わない場合、申請が受けられません。

